

平成17年6月27日

**骨子案（3）に係る厚生労働省再意見に  
対する内閣府再意見**

**内閣府**

## 骨子案(3)に係る厚生労働省再意見に対する内閣府再意見

### (内閣府意見)

#### 1 (1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の継続的实施等

イアの「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」において、犯罪被害者等に対する相談等の支援に関する研修を更に充実する方向で検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

### (上記意見に対する構成員再意見)

アの「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」において、犯罪被害者等に対する相談等の支援に関する研修を更に充実する方向で検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

### (上記再意見に対する内閣府再意見)

御意見を踏まえ、「(1)イ」の趣旨を包含して「(2)」を以下のように修正したい(「(1)イ」は削除。)

#### (2) 重度のPTSD等ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者等の重度のPTSD等重度ストレス反応について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療等を行う専門家が全国的に不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の在り方を含め、必要とされる高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

**(内閣府意見)**

1(8) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、厚生労働省において、児童虐待やDVの被害者の心理と治療・対応についての研修を充実させる。【厚生労働省】

**(上記意見に対する構成員再意見)**

(8) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、内閣府及び厚生労働省において、児童虐待やDVの被害者の心理と治療・対応についての研修を充実させる。【内閣府・厚生労働省】

**(上記再意見に対する内閣府再意見)**

DV(配偶者等からの暴力)の被害者は、思春期を過ぎた人が大半であり、「思春期精神保健」の分野において直接取り上げるべき対象ではないものと思料するところ、内閣府の意見は、中島構成員の御意見の趣旨を忖度し、仮に「思春期精神保健の専門家の養成において児童虐待やDVの観点を踏まえるべき」との趣旨であれば厚生労働省が現に実施している思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、その研修の中で、研修対象者(思春期精神保健の専門家となる者)に対し、「思春期精神保健」に関する医学的・心理学的な専門的研修と併せ、児童虐待の被害者と児童虐待に密接に関連する範囲でのDVの被害者の心理と治療・対応についての研修も充実して実施していくことを提案したものである。

他方、内閣府は、配偶者暴力相談支援センターの相談員等に対して、関係法令、諸制度などについて研修を実施しているが、上記の思春期精神保健の専門家の養成研修を所管しないことはもとより、そこで行われるような医学的・心理学的な専門的研修は所管外であるため、(中島構成員の御意見の趣旨が内閣府の上記忖度のとおりであるならば、)本件施策は担当省である厚生労働省において実施されるべきであって、内閣府は所管府省から外していただくべきと考える。

(内閣府原案)

3 (1) 職員等に対する研修の充実等

エ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修において、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図り、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

(構成員意見(省略)に対する内閣府意見)

エ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る方向で検討し、1年以内に結論を得て、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

(上記意見に対する構成員再意見)

エ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る方向で検討し、3年以内に結論を得て、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

(上記再意見に対する内閣府再意見)

「1(1)イ」の趣旨を包含して修正した「1(2)」は診断・治療等の高度な専門家を養成するための施策の検討を行うものであるのに対し、「3(1)エ」は施設の職員の対応改善を図るものであって、その趣旨で特段の検討期間を置かず、現行の取組の充実を図ることも可能と思われ、仮に検討を要するとしても、その期間は「1年以内」とすべきであると考え。したがって、内閣府原案又は内閣府意見のいずれかとしたい。